

写

高松市中央卸売市場の活性化について

(提 言)

平成 21 年 11 月 17 日

高松市中央卸売市場開設運営協議会

高松市中央卸売市場の活性化策について、平成21年6月より4回にわたり開催された「高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会」において検討がなされ、この度その検討結果について、「高松市中央卸売市場開設運営協議会」に対して報告がありました。

これを受け、本協議会において別添報告書のとおり提言いたします。

高松市においては、本協議会の提言を尊重し、市場の活性化に向け、市場関係者と十分協議しながら、活気あふれる市場づくりを目指して具体的施策に取り組むことを期待いたします。

高松市開設運営協議会 委員名簿

会 長	八十川 睦 夫	元香川大学教授
副会長	山 本 啓 一	高松市中央卸売市場運営協議会会長
	原 連	香川県漁業協同組合連合会代表理事組合長
	加 藤 勉	香川県花卉農業協同組合代表理事組合長
	田 井 隆 美	香川農業協同組合営農経済担当常務
	馬 淵 キノエ	香川大学経済学部特命教授
	松 山 裕 子	高松市婦人団体連絡協議会運営委員
	高 井 幸 子	高松市消費者団体連絡協議会副会長
	湊 谷 久美子	前日新校区連合自治会瀬戸内南部自治会長

高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会 検討報告書

平成 21 年 10 月 9 日

高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会

はじめに

高松市中央卸売市場は、生鮮食料品等の効率的で安定した供給と適正な価格形成を確保する上で、中心的な役割を担ってきた。

しかしながら、近年における消費者の食生活、ライフスタイルの変化を背景とした産地直売所の増加、量販店による産地直接取引の増加等、流通ルートの多様化に伴い、市場経由率の低下や取扱高の減少に伴う市場関連業者の経営悪化が問題となってきた。

一方、国においては、卸売市場法を改正し、取引規制の緩和を行うとともに、第 8 次卸売市場整備基本方針においても、市場の再編、効率的かつ安全安心な市場流通への転換を促す等、各卸売市場における独自の取組が必要とされている。

高松市中央卸売市場においても流通ルートの多様化により市場経由率が低下し、取扱高は平成 3 年次の青果・水産物・花き部の合計 528 億円をピークに年々減少し、平成 20 年次は、364 億円と 69%に減少している。また、本市場の施設は、建設後約 30 年が経過し、老朽化が進んでおり、毎年の保守点検で改修の指摘を受ける等、必要な修繕箇所が年々増加傾向にある。特に、市場の動力の源である電気室は、設備の耐用年数の 15 年を大幅に超えているため、平成 19 年度に青果・水産物・花き部の電気室整備について、5 ヵ年計画を策定し、平成 20 年度から計画的な改修工事を実施している。その他の施設・設備も老朽化が著しいことから、計画的な維持修繕を実施し、施設の適正な維持管理を図っていく必要がある。

このような、社会環境の変化や時代の転換期にあたり、高松市中央卸売市場では、施設の計画的な維持修繕を実施するとともに、今後の高松市中央卸売市場の活性化策を検討していくに当たって、生産、流通、消費の各団体の代表者等、学識経験者、計 8 名で構成される「高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会」を設置し、高松市中央卸売市場開設運営協議会と連携を図りながら、香川県内の生産者、流通業者、市民に対しても存在感のある高松市中央卸売市場をめざし、施設・設備の必要な維持修繕と市場機能の強化を柱として検討してきた。

この報告書は、半年に渡る検討会の内容に基づき、本市場が市場関係者だけでなく、42 万高松市民が誇れるような市場を目指し、高松市中央卸売市場の活性化の方策について取りまとめたものである。

高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会
会長 山本 啓一

目 次

第1章 卸売市場の現状と課題	1
1 中央卸売市場について	1
(1) 中央卸売市場と地方卸売市場	
(2) 中央卸売市場の役割	
(3) 中央卸売市場の機能	
2 卸売市場の現状と課題	2
(1) 国民生活の変化	
(2) 生鮮食料品等流通の変化	
(3) 中央卸売市場の置かれた状況	
3 高松市中央卸売市場の現状と課題	4
(1) 県民の視点からの分析	
(2) 生産流通の視点からの分析	
(3) 高松市中央卸売市場の分析	
第2章 高松市中央卸売市場の活性化に向けて	7
1 施設整備等	7
(1) 施設の老朽化に対する整備	
(2) 品質管理の高度化	
(3) 清潔感のある市場の実現	
(4) 安全性の高い施設の充実	
(5) 中長期的な取組	
2 市場機能等の強化	10
(1) 市場機能	
(2) 規制緩和	
(3) 情報発信	
(4) 食育・花育	
(5) 関連商品売場棟の有効活用	
(6) 管理棟の有効活用	
3 まとめ	14
(1) 施設整備等について	
(2) 市場機能等について	
【資料】	
設置要綱	16
委員名簿・会議経過	18
高松市中央卸売市場活性化にかかるアンケート（抜粋）	19

第1章 卸売市場の現状と課題

1 中央卸売市場について

(1) 中央卸売市場と地方卸売市場

卸売市場は卸売市場法により定義され、野菜、果物、魚類、花き等（以下「生鮮食料品等」）の卸売のために開設され、卸売場、駐車場等の施設が整備されている市場のことである。卸売市場は、その規模により農林水産大臣が許可をする中央卸売市場と、都道府県知事が許可をする地方卸売市場に分類される（表1）。

表1 卸売市場の定義

中央卸売市場	地方卸売市場
都道府県、人口 20 万人以上の市、またはこれらが加入する一部事務組合もしくは広域連合が、農林水産大臣の許可を受けて開設する卸売市場(法第 2 条第 3 項)	中央卸売市場以外の市場であって、卸売場の面積が一定規模以上のもので、都道府県の許可を受けて開設されるもの(法第 2 条第 4 項)

卸売市場法より

(2) 中央卸売市場の役割

卸売市場は、市民生活に密着した生鮮食料品等の適正な価格形成と、安定的供給を図るための流通拠点として、地域における生鮮食料品等の円滑な流通に寄与するため、以下の役割を有する(図1)。

- ①生産者に対し、生鮮食料品等の確実かつ迅速な 販路を提供すること
- ②流通・小売業者に対し、生鮮食料品等の安定的・効率的な取引の場を提供すること
- ③消費者に対し、迅速かつ効率的に生鮮食料品等を提供すること

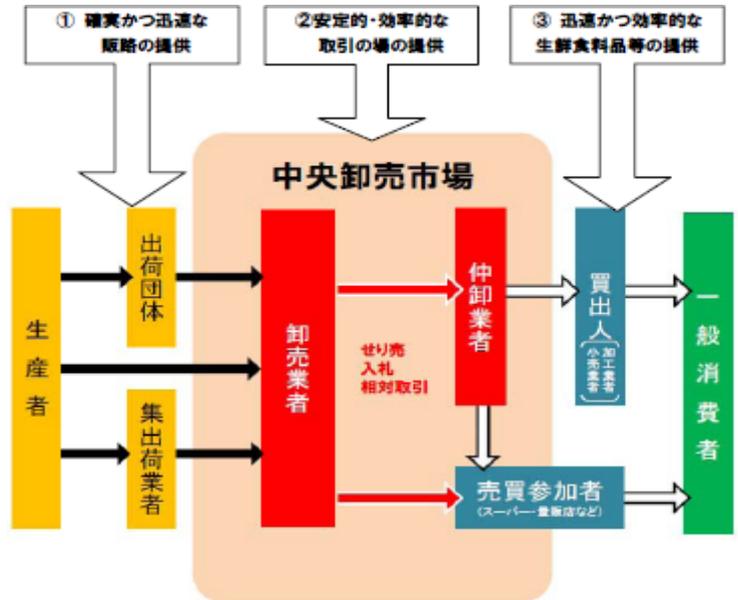


図1 中央卸売市場の役割

(3) 中央卸売市場の機能

卸売市場は、消費地における生鮮食料品等の中核的な流通拠点として、様々な機能を備えており、これら機能を通じ、生産者には継続的で安心できる販路を提供し、消費者にはその需要に応じた生鮮食料品等を安定して供給することで、地域における豊かな食生活を支えている。

- ①品揃え機能 生鮮食料品等を多種多様かつ、豊富に品揃えする機能
- ②価格形成機能 需給を反映した迅速・公正な評価による透明性の高い価格形成をする機能
- ③集分荷・物流機能 大量単品目から少量多品目に至る迅速・確実な分荷配送を行う機能
- ④代金決済機能 販売代金の迅速かつ確実な決済を行う機能
- ⑤情報受発信機能 多種多様なニーズに応えるための情報収集・伝達を行う機能

2 卸売市場の現状と課題

戦後、生鮮食料品等流通において、卸売市場は各地域における物流の中核拠点として、なくてはならない位置を占めてきた。しかし近年、全国の卸売市場において市場経由率や取扱高の減少、またそれに伴う市場関係業者の経営悪化が問題となってきている。まず、市場の活性化を考える上で、卸売市場の現状を分析していきたい。

(1) 国民生活の変化

昭和後期から、少子高齢化、共働き世帯・一人世帯の増加等、社会構造やライフスタイルの急激な変化が起こった。この過程でもたらされた大きな変化が生鮮食料品等の購入の外部化である。外食産業の多様化や、近年の中食産業の増加の一方で、家庭内で生鮮食料品等を調理するいわゆる内食は減少をしており、飲食料費の最終消費額は、内食 27.0%、中食 52.0%、外食 21.0%となっている（表 2）。

表 2 飲食料費の最終消費額の内訳

	内食	中食	外食
全国	27.0%	52.0%	21.0%
高松市	26.9%	51.0%	22.1%

平成 20 年度全国家計調査より

生鮮食料品等の購入方法も大きく変化しており、八百屋や鮮魚店等地域の専門小売店から、生鮮食料品等や日用品、惣菜等が同時に購入できるスーパーマーケットが主流となってきた。平成に入ると、生産者が消費者へ直接商品を販売する産地直売所が全国各地に出現するとともに、情報技術（IT）の進歩に伴い、地域外の生産者・流通業者からの直接購入も容易となった。

また、ITの普及により、これまで専門家しか有することのなかった情報を、全国民が手にすることが可能となり、健康志向、環境志向、食の安全・安心に関する情報提供等、消費者ニーズが多様化している。

(2) 生鮮食料品等流通の変化

生鮮食料品等流通をとりまく環境も大きく変化している。生鮮食料品等の供給体制としては、農業・漁業等の従事者の減少する一方で、農地法の改正に伴い、法人の農業参入が増加している。また、卸売市場流通において国内生産を担う農業協同組合（JA）における広域合併が進み、出荷産地は大型化傾向にある。

生鮮食料品等の流通環境の変化としては、スーパーマーケットの出現以降、地域の専門小売店が減少しており、さらにはゼネラルマーチャングストア（GMS）の出現により、各地域における競合は激化している。特にGMSを中心に、会社独自の生産者（産地・漁港等）と直接取引の開始や、産地と提携した会社独自の商品（プライベートブランド）の

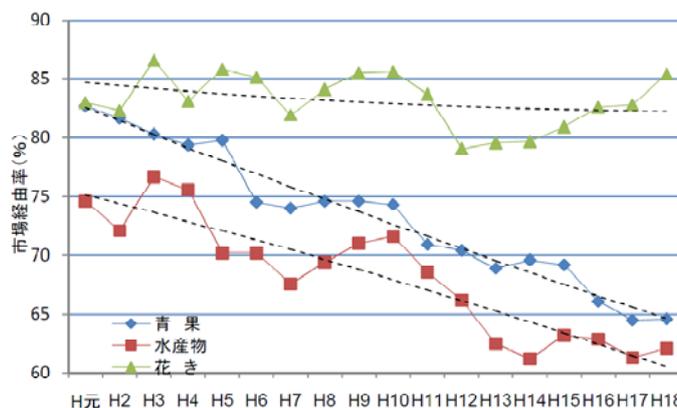


図 2 中央卸売市場経由率の推移 (年度)

平成 20 年度卸売市場データ集(農林水産省総合食料局流通課)より

開発も進んでいる。一方で、生活協同組合等が行う宅配サービスの多様化やインターネットでの取引等、店舗販売以外での流通も増加している。

また、外食・中食産業の発展に伴い、一次加工された食材を輸入するというように、食材が国外調達へとシフトしている。特に卸売市場は生鮮食料品等そのものを取り扱っており、内食の減少、中食・外食の増加に伴い、卸売市場を経由しない生鮮食料品等が増加してきている。これらのことが複合的に関係し、市場経由率の低下を引き起こしていると考えられる（図2）。

(3) 中央卸売市場の置かれた状況

国民生活や生鮮食料品等の生産流通形態の変化に伴い、中央卸売市場取扱金額の減少、市場経由率の低下（図3）、せり取引から相対取引への移行等、生鮮食料品等流通に占める従来の卸売市場の役割は徐々に変化していると考えられる。

このような中、全国にある77（平成21年4月）中央卸売市場（表3）の多くにおいて取扱高の減少や施設の老朽化等の課題に直面している。第8次卸売市場整備基本方針では、中央卸売市場の取扱量等に関する4指標が設定され、これに該当する中央卸売市場は地方卸売市場等への再編に取り組むこととされている。全国各地の市場において、これら基準に該当し、また、しない場合でも自主的に地方卸売市場への転換や、統合廃止をする市場が出てきている（図3）。なお、高松市中央卸売市場においては、平成20年次において水産物部で2指標、花き部において1指標に該当している。

一方で、平成16年6月の卸売市場法の改正では、取引規則等の一部緩和が行われ、これまで市場法で定められてきた委託手数料率が卸売会社独自で決められるようになった。これにより、各中央卸売市場や卸売業者個々のさらなる経営努力が求められる時代となってきている。

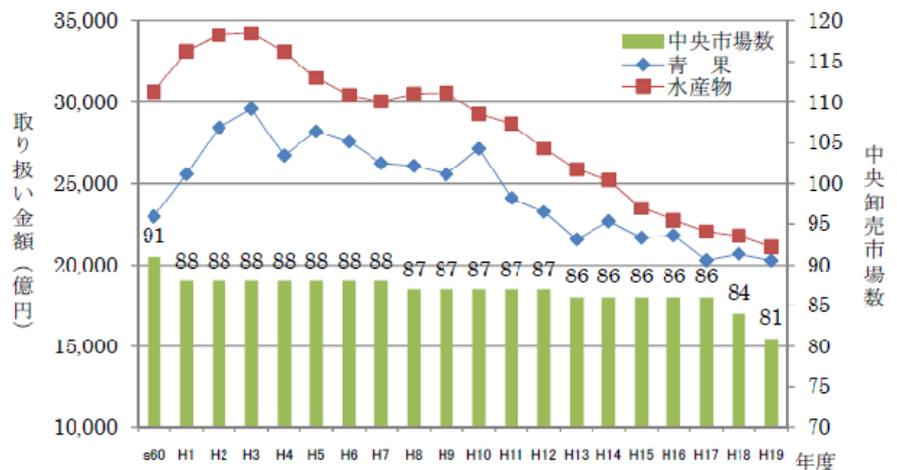


図3 中央卸売市場の取扱金額の推移

平成20年度卸売市場データ集（農林水産省総合食料局流通課）より

表3 全国の中央卸売市場

	市場数	都市数	卸売業者数
中央卸売市場	77	48	201
青果	62	47	87
水産	49	43	85
花き	23	19	29

第8次卸売市場整備基本方針（農林水産省）より

3 高松市中央卸売市場の現状と課題

高松市中央卸売市場は、市内はもとより県下全域へ生鮮食料品等を供給する総合市場である。ここでは、高松市中央卸売市場が置かれた状況を、市民・県民の視点、生産流通の視点、そして高松市中央卸売市場の視点から分析していきたい。

(1) 市民生活の視点からの分析

香川県は、全国と比較して速いスピードで高齢化が進んでいる。また、人口減少も進んでおり、第5次高松市総合計画にも、高松市の人口は今後減少し、15歳から65歳の労働人口、15歳未満の年少人口の割合の減少、逆に65歳以上の高齢人口の割合の増加が示唆されている(図4)。香川県における生鮮食料品等の需要量も、家族形態や労働形態の変化に伴う食の外部化等、消費構造変容の影響を受け、1990年代を前後として減少しており(図5)、人口減少も考慮すると、生鮮食料品等の需要はますます縮小することが予測される。

(2) 生産流通の視点からの分析

香川県は気候風土が穏やかで、多種多様な青果物・花きが生産され、瀬戸内海という豊かな漁場からは種類・数量ともに豊富な海産物が水揚げされるという、生産物に恵まれた県である。高松市中央卸売市場の入荷量の約3割が香川県産の生鮮食料品等が占めており、年間を通して平均的な出荷がある(P10図13)。

香川県の生鮮食料品の流通をとりまく大きな特徴は大規模小売店の多さであり、全国に販売店を持つGMS等の香川県内への出店が続いている。一方で、産地直売所も増加しており、産地直売所での生鮮食料品の売上は、年々増加している(表4)。現在、香川県内には30箇所を超える産地直売所があり、平成19年で年間37億円、高松市内11店舗だけでも年間13億円以上の売上高がある。

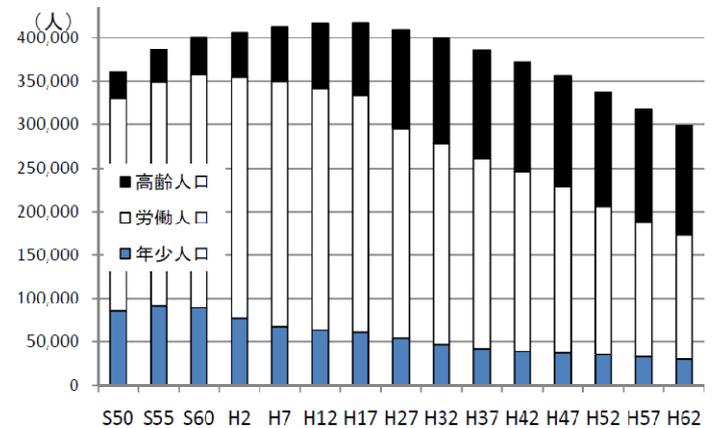


図4 高松市人口の推移

第5次高松市総合計画より

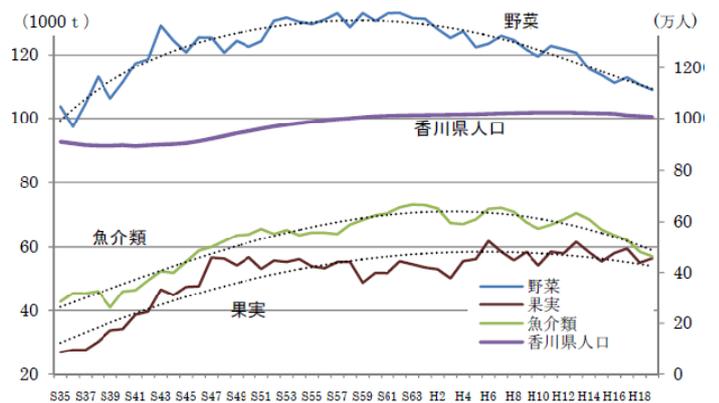


図5 香川県における生鮮食料品等の需要量の推移 (年度)

食糧需給表(農林水産省), 香川県より

表4 香川県における市場流通と産地直売所の取扱高の比較

青果物のみ(億円, %)

		H16	H17	H18	H19
香川県内の 卸売市場(A)	取扱高	263	266	252	252
	比率	89	88	87	87
産地直売所 (B)	取扱高	34	35	36	37
	比率	11	12	13	13
合計(A+B)		297	301	288	289
内、高松市中 央卸売市場	取扱高	176	167	168	159
	比率	59	56	58	55

香川県農業生産流通課調査より

(3) 高松市中央卸売市場の分析

香川県下には、中央卸売市場が1箇所、地方卸売市場として、青果市場が6箇所、水産市場が10箇所、花き市場が1箇所、合計16箇所存在する(図6)。量販店の出店や産地直売所の増加等により、市場を経由しない流通量は伸びているものの、香川県における生鮮食料品等の流通は、主として卸売市場を経由して行われており、今後もこの傾向が続くと予測される。しかし、香川県内の卸売市場および高松市中央卸売市場における取扱量も、全国と同様の傾向で推移しており、年々減少傾向にある(図7, 8)。

高松市中央卸売市場は、企業経営と同様に収入と支出の均衡を図り、独立採算で運営することとなっている。収入は、市場使用料、その他収入であり、支出は人件費、償還金、管理運営費、施設修繕費で構成される。近年は、支出が収入を上回り、不足は一般会計からの繰入金でまかなっているのが実情である。一般会計からの繰入金は、総務省で定められた基準額以下ではあるが、近年の取扱高の減少、空き店舗や空き駐車場の増加による収入の減少、また、施設の老朽化等に伴う施設修繕費の必要性等、苦しい状況にある。

高松市中央卸売市場では、施設の大規模改修などに伴い市債等を発行(起債)しており、起債の償還額は年間約9,000万円となっている。今後、段階的な終了に伴い、償還金額は減少するものの、平成34年度まで償還が続くこととなっている(図9)。起債は繰上げ償還ができないことや、金利の低い資金等への借り換えができないという性質を持っており、新たな起債による



図6 香川県内の卸売市場
第8次香川県卸売市場整備計画より

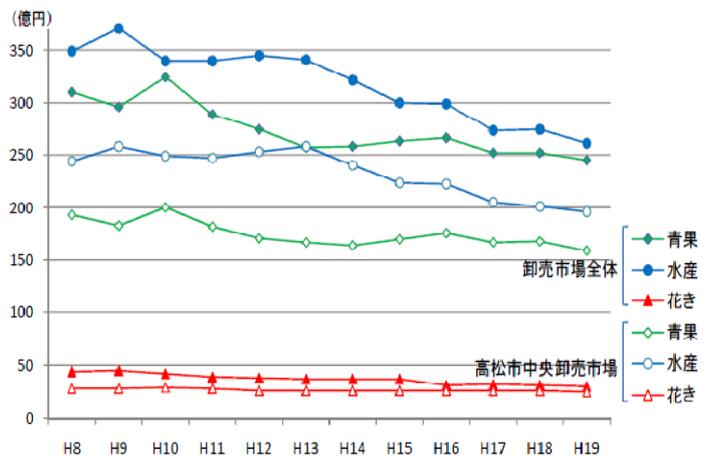


図7 香川県内における生鮮食料品等取扱高の推移
香川県農業生産流通課調査より

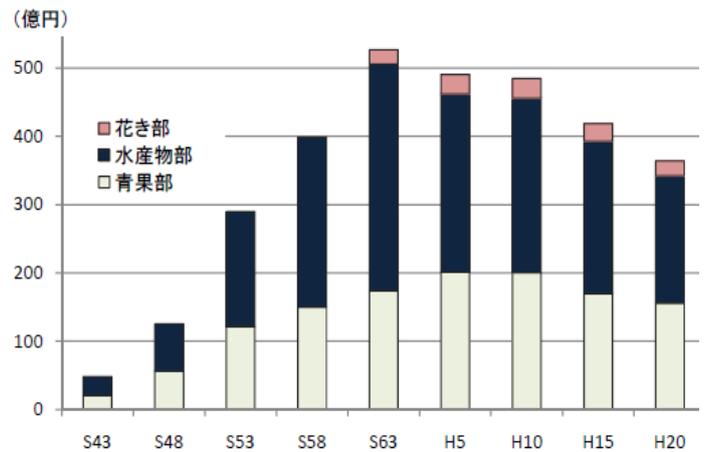


図8 高松市中央卸売市場における取扱高の推移
平成20年度高松市中央卸売市場年報より抜粋

施設の建替え等は困難であり、現状の施設をいかに維持管理するかが課題となっている。

高松市中央卸売市場の各施設は築30年を経過しており、長期にわたって利用できるよう、細心の注意を払って維持管理が行われているが、年数の経過により随所に不具合が生じている（図10）。施設修繕について、特に老朽化の著しい青果棟ならびに水産物棟の修繕を中心に、電力供給、水道や排水、消防・防災関連等で、年間約150件、約1,500万円程度の支出を、大規模な施設整備である工事請負費については、年間1,000万円程度の予算を執行し、施設の適正な維持修繕に努めている。

高松市中央卸売市場では青果部で2社、水産物部で2社、花き部で1社の卸売業者が営業を行っている。生鮮食料品等の取扱高の減少により、各社とも厳しい経営をしいられているものの、第8次卸売市場整備基本方針に定められている経営改善命令の基準（流動比率100%未満、自己資本比率を10%未満）には該当しない経営状況である。

また、中央卸売市場では、許可・登録を受けた業者等のみしか生鮮食料品等の購入を行うことができないため、市場の運営は市場関係業者の推移と密接な関係がある。卸売市場の中心となる卸売業者の販売先は主に仲卸業者と売買参加者である。仲卸業者は43社（平成元年）から34社（平成20年）と減少している。また、売買参加者も557社（平成元年）から331社（平成20年）へと減少している（表5）。

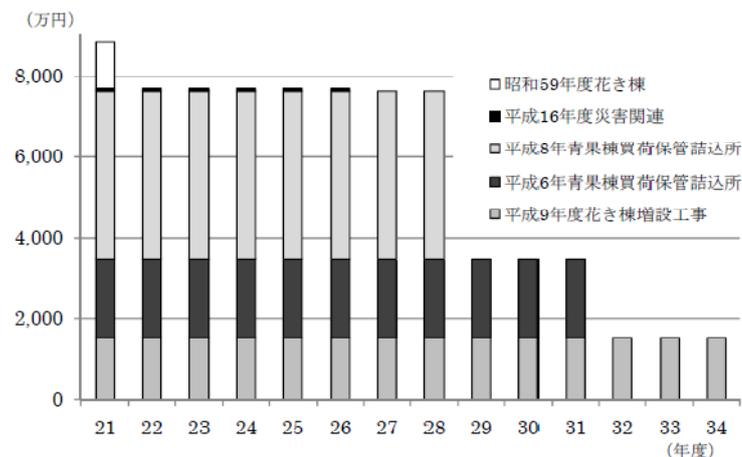


図9 高松市中央卸売市場における起債の償還計画

第2回高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会資料より

表5 市場内業者数の推移

		H元	H5	H10	H15	H20
青果部	仲卸業者	24	24	21	18	17
	売買参加者	157	151	116	84	63
水産物部	仲卸業者	18	18	17	16	16
	売買参加者	176	165	131	118	108
花き部	仲卸業者	1	1	1	1	1
	売買参加者	224	191	169	173	160

高松市市場概要より

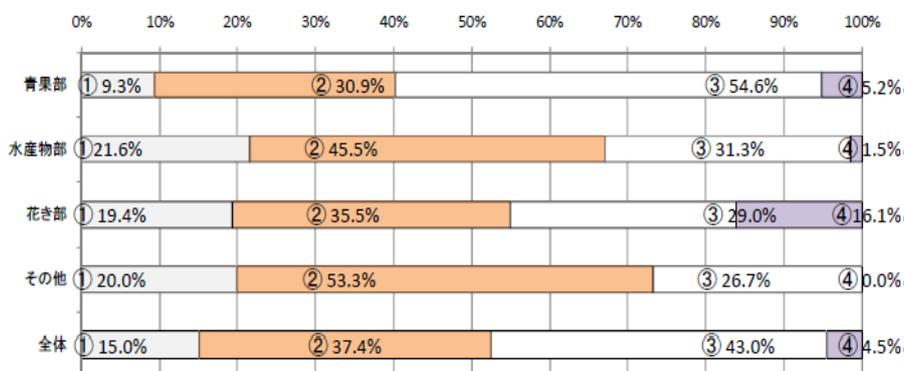


図10 施設の老朽化に伴う不具合

グラフ中の数字は①十分ある ②それなりにある ③あまりない ④全く無い を示す。

市場活性化に関するアンケートより

第2章 高松市中央卸売市場の活性化に向けて

高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会においては、第1章で述べた現状と課題に対する活性化の方策について、ハード（施設整備等）とソフト（市場機能等）の両面から対応案を検討した。議論は当面の対応策を中心に行ったが、将来へ向けての中期的な視点にも留意した。なお、議論を進めるには活性化の方向性を明確にすべきとの指摘があった。中長期的なビジョンについては上位の協議会や議会等での検討も必要であるが、本検討会における討議では、県内の生産・出荷者と流通業者の利便性を高めるとともに、消費者であり最終的な受益者であるべき高松市民からも存在感のある多面的な卸売市場を志向するとの意見で占められた。

1 施設整備等

建築後30年が経過し、施設各所に不具合が生じていることは、開設者である高松市中央卸売市場業務課、日ごろ市場を利用している関係者には十分承知されているところであると考えられる。また、起債の償還が平成34年度まで続くことになっていることから、現状の施設をいかに維持管理していくかが必要である。その意味でも、短期的な緊急を要するものについては、施設の老朽度を踏まえ、優先順位をつける等、整備計画等を策定する中で反映されたい。また、中期的なものについては受益者負担の検討や、将来の展望等も踏まえた中で施設のあり方を検討されたい。

(1) 施設の老朽化に対する整備

高松市中央卸売市場の多くの施設は、建築後30年が経過しているが、いずれの施設も管理者の努力と、利用者の配慮により、非常に丁寧に使われている。しかしながら、常に塩水にさらされる水産物棟をはじめ、経年劣化は否めず、各所に不具合が生じている。特に、今回実施した「市場の活性化に関するアンケート」からも、利用者において不具合を感じている部分が明確にされた（図11）。アンケートのデータを詳細に分析すると、高松市中央卸売市場の利用者は、青果部においては、特に「防犯カメラの設置、高潮の対応、照明の追加」についての不具合を強く感じており、また水産物部においては「荷捌き場の確保、駐車場の確保、トイレの改善」について不具合を感じていると読み取られる。また、開設者である高松市中央卸売市場業務課においても、優先的に整備・改修が必要な箇所を把握している（表6）、危険を伴う、日常業務に支障をきたす等優先度を明確にした整備計画等を早急に策定し、有効に予算を配分しながら整備されたい。

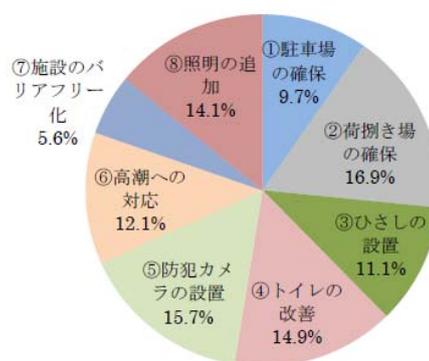


図11 施設の改修・修繕に対する市場関係者のニーズ
市場活性化に関するアンケート結果より

表6 施設管理者が考える劣化度の高い施設

青果部	電気設備、水道設備、シャッター関係、消火設備、舗装
水産物部	電気設備、水道設備、シャッター関係、消火設備、排水溝設備、舗装
花き部	電気設備、シャッター関係
関連商品売場棟	電気設備、シャッター関係

高松市中央卸売市場整備方針より

(2) 品質管理の高度化

生鮮食料品等を消費者に安心して購入していただくためには、鮮度保持技術の向上が必要である。産地、小売店、流通業者の努力により、鮮度保持技術は格段に進歩してきている。高松市中央卸売市場においても、低温売場や冷蔵庫の導入等整備は進められているが、まだ必要量を全てまかなうだけの容量の整備に至っていない。消費者のニーズとしてよりよい鮮度が求められる中で、市場の低温化は急がれる。冷蔵、換気施設および低温売場の整備等を検討されたい。

しかし、青果棟を始め、現状の施設を前提とした低温化施設への改修では使い勝手が悪くなることが必至と考えられる。今後、「安全・安心」で「効率的」な物流を実現するためのコールドチェーンを考えた卸売市場とするために、市場の利用方法や施設のあり方等、長期的な方向性を明確にして検討されたい。一方、高松市中央卸売市場をより多くの市民に知っていただく過程で、市場を経由する生鮮食料品等の安全性が担保されていることをこれまで以上に周知しなくてはならない。市場内において、生鮮食料品等の安全性の確保に、今一層の配慮をされたい。

市場流通を円滑に行うために、市場内において売買済みの生鮮食料品等をすばやく市場外（各店舗等）へ配送する必要がある。現在、市場内においては円滑な搬出が行われているが、アンケートの結果として、荷さばき場の不足や、円滑な導線の確保に対する要望がある（図 12）。時代の経過とともに、市場の利用方法も変化するので、利用者（買受人）に利用しやすい施設の整備を通じた品質管理の高度化を検討されたい。

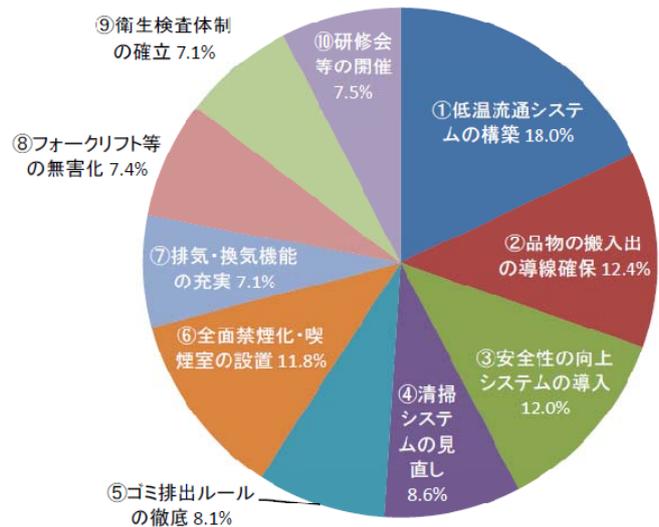


図 12 品質管理の高度化に対する市場関係者のニーズ

市場活性化に関するアンケート結果より

(3) 清潔感のある市場の実現

① トイレの整備

生鮮食料品等を扱う施設として、トイレを清潔に維持することは必要不可欠である。利用者アンケートにおいても、トイレに不具合を感じているという意見が 14.9%も存在する。また、市場利用者の高齢化も予測されるため、トイレの洋式化、身障者用トイレの導入、ウォッシュレットの導入を検討されたい。今後に多くの方が市場見学に来られることを考えると、トイレのイメージにより、市場全体のイメージを崩さないような取組も検討されたい。

② 鳥獣害への対策

市場は物理的に閉鎖されていないため、動物は自由に侵入できる。アンケートからも、カラスやネズミ等への対応を要望する意見があり、市場の清潔感を実現するためにも鳥獣対策は不可欠である。また、青果棟せり場の天井にあるネット等は埃もたまりやすく定期的な清掃作業も必要であるうえに、照明効果も悪いので、飛来防止忌避剤の導入等、先進事例を調査・検討されたい。

(4) 安全性の高い施設の充実

①電気室のインフラ整備

高松市中央卸売市場の心臓部である電気室の老朽化は、緊急に整備する必要がある。特に夏季における突発的な停電は商品の劣化につながり、業者の損害にも影響する。現在、計画的な整備を行っているようであるが、引き続き整備されたい。

②照明

せり場および関連商品売場棟において、照明が暗い部分が存在することがアンケートからも読み取れる。特に、築 30 年経過した施設として、照明の取り方が現代にあっていない部分もある。照明施設の追加、更新を検討されたい。

③防犯

市場関係者は盗難、ゴミ等の不法投棄に苦慮されているようである。これらに対処するために、防犯カメラの設置等、防犯対策に取り組まれたい。

④舗装

水産物棟のせり場における舗装のめくれ、また水産物棟を始めとするアスファルト舗装の劣化等が見受けられる。舗装の劣化は、品物運搬の際の品質劣化の原因になるとともに、市場関係者の転倒の危険性、また周辺への騒音被害等の原因となるために、舗装等の修繕について検討されたい。また、特に水産物棟における排水環境の改善・整備も検討されたい。

⑤災害

平成 16 年 8 月に高松市を襲った台風 16 号により、市場施設は少なからず高潮の被害を被っている。今後、海に面した立地条件を考慮して、突発的に発生しうる高潮、地震等、天災の影響を最小限にとどめるため、可能な限り早急に対策を講じられたい。

(5) 中長期的な取組

生鮮食料品等の流通において、今後も卸売市場は中核的な位置を占めることは間違いない。しかし施設の老朽化、取扱金額の減少等、この施設を維持・運営していくうえで不利となる要素を多く含んでいる。今後、高松市にとって中央卸売市場がどうあるべきなのかを、市場関係者だけでなく広範な構成員で十分に協議していただき、高松市中央卸売市場の進むべき方向、維持修繕・改修改築等施設ごとの可否区分のコンセンサスをとっていただきたい。特に、大規模な工事や施設導入を伴う場合、業者負担をどうするかについても忘れずに検討されたい。

2 市場機能等の強化

時代の変化とともに、生鮮食料品等流通における卸売市場に求められる機能も大きく変化している。これまで市場の強みであった、品揃え機能や産地情報の受発信機能等については、量販店がそれらを取り込み、市場のあり方も変化している。市場機能等については、対象を市場関係者とするのか、また消費者とするのかにより施策が異なる。本検討会では、様々な方策を提示しながらも、消費者に目を向けた対策に重点を置いた提案を行う。

(1) 市場機能

時代の変化とともに、市場が持つ機能に大きな変化が生じている。現在、卸売市場に求められている大きな機能は代金決済機能であり、その他の品揃え、集分荷、価格形成の機能は生鮮食料品等流通の複雑化によってその機能は縮小しつつある。また、情報発信機能においては、生産地と消費地への適切な情報提供について、新たな方策が求められている。

高松市中央卸売市場は香川県という産地を有する産地市場という側面と、香川県民約 100 万人に生鮮食料品等を提供するという消費地市場の二つの側面を有する。特に高松市中央卸売市場は、地場産の生鮮食料品等の出荷割合が約 30%と、毎月平均的に出荷されるという特徴を有している（図 13）。今後、中央卸売市場には地域の 1 次産品を利用する文化（食文化・花文化）を継承し育てるといった役割も重要であることを十分に認識されたい。

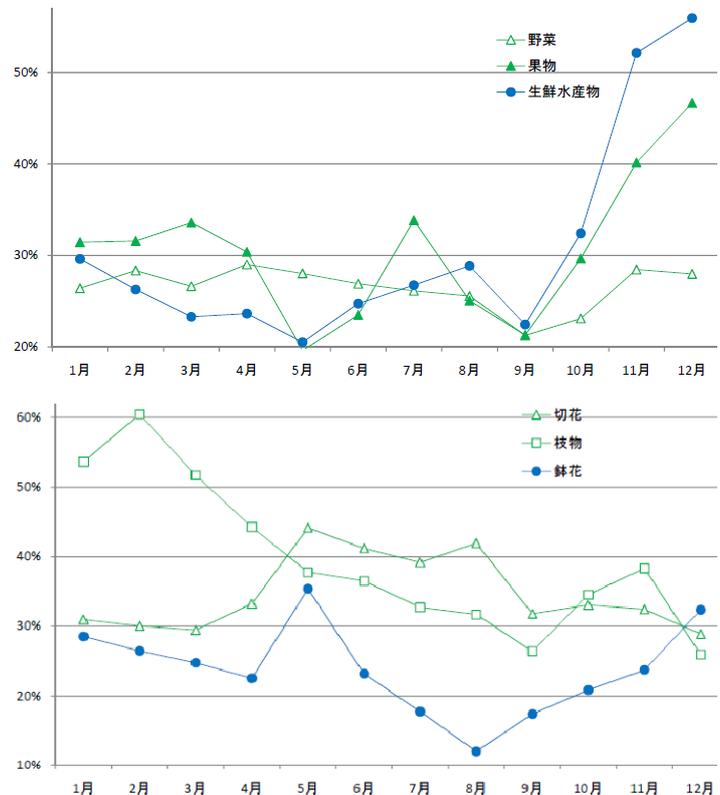


図 13 高松市中央卸売市場における地場参品の入荷割合

(上段:青果物, 水産物, 下段:花き)

平成20年高松市中央卸売市場年報より

(2) 規制緩和等について

市場取扱額が低迷する中で、市場関係業者も厳しい経営を強いられている。平成 16 年の卸売市場法改正において卸売手数料率設定に関する規制緩和が行われ、今後更なる業務の効率化(再編、業務提携等)が求められている。また、全国の中央卸売市場において、徐々に地方卸売市場への転換、また統廃合も進んでおり、再編基準に該当し地方卸売市場へ転換する市場、また再編基準に該当しないながらも自主的な判断で地方卸売市場に転換や統廃合する市場が出てきている。今後、高松市中央卸売市場の運営のあり方を検討するうえで、当然ながら地方卸売市場への転換も議論する必要がある。中央・地方のメリット・デメリットを十分調査するとともに、市場関係者を交え市場の今後のあり方について十分に協議されたい。

(3) 情報発信

市場の情報発信機能については、従来市場を介して、生産地と買受人の情報受発信が中心であったが、昨今はこれまでにないほど食に関する情報が求められている時代であり、消費者への情報発信を強化する必要性が強く求められている。一般消費者の声として、「卸売市場には行ったことがない。」「私たち消費者にとってどのような関係があるのか?」「商品の流通の中でどのような役割で、何が重要なのか分からない。」等があり、市場の役割や機能が十分に消費者へ到達していないという現実がある。いかにすれば、市場の情報が末端である消費者へ十分に到達するのかを検討し、的確な情報を発信されたい。

① ホームページ

情報発信をする上でホームページの活用は必要不可欠である。しかし、現在のホームページは高松市役所のホームページの企画に則り運用されており、高松市中央卸売市場の情報を積極的に発信するためには規制が多く、また担当者にとって使い勝手の悪く、さらに消費者にとって魅力に欠けるものであると考えられる。中央卸売市場の中では、こまめな情報更新等をされている福井市中央卸売市場のホームページは非常に魅力的である。今後、高松市中央卸売市場として情報発信するうえで、市役所のホームページ作成システムより独立したホームページを立ち上げ、消費者視点での情報発信を検討されたい。

② 市場開放

高松市中央卸売市場の存在をアピールするうえで「たかまつ市場フェスタ」は非常に有効な施策であると考えられる。来場者数も平成 19 年度の 8,500 人から、平成 20 年度には 13,500 人と増加していることにも、このイベントへの関心の高さがうかがえるため、是非再開を検討されたい。

ただし、イベント開催の情報がまだ市民へは十分周知されていないので、今後周知活動は確実に行っていただきたい。実施に当たっては市場関係者だけでなく、生産者団体等も巻き込み、生鮮食料品等について総合的に発信するイベントとして実施されるとともに、年に 1 度の「たかまつ市場フェスタ」だけでなく、岡山市中央卸売市場や高知市中央卸売市場で取り組んでいるような、規模は小さくとも年に数回実施するような一般開排行事の実施も検討されたい。

また、高松市中央卸売市場は市中心部に位置するにもかかわらず、漁港にも面するといった立地にある。この立地的メリットを生かし、市場の観光施設としての活用も検討されたい。

③ 市場見学

平成 20 年度より実施している「市場 D E 自由研究」は魅力のある企画である。特に、応募数から市場見学等に対する市民ニーズの高さ、アンケート結果から実施効果の高さが伺え、今後とも継続・拡大が強く望まれる。また、小学生を対象にした市場見学をメニュー化し、教育委員会および父兄とも連携し、より多くの児童に市場見学に来ていただけるような体制づくりを検討されたい。

(4) 食育・花育

中央卸売市場の取扱高は年々減少している。今後、人口減少と高齢化が進むにつれ生鮮食料品等全体の消費量は減少することが予測される一方、食の外部化が進み、内食が減少する傾向にある中で、生鮮食料品等の家庭消費も減少すると考えられる。中でも、嗜好品的な位置づけである果実については、不況の影響や、清涼飲料水との競合もあり、近年特に減少率が著しい。また、総務省が発表している全国家計調査では、高松市は全国でもまれに見る野菜の消費量の少ない地域でもあることが分かる（図 14）。このような状況下において、市場関係者の営業活動による取扱高改善の取組だけでなく、消費者に働きかけ全体的な消費量を増やす取組が必要であると考えられる。その意味でも、市場から発信する食育・花育は市場関係者の経営向上にもつながる活動である。

市場は毎日大量の生鮮食料品等が取引される施設であり、流通を中心に様々な食育・花育活動が実施できる施設である。市場DE自由研究等、市場を活用した効果の高い事業を実施されていることは素晴らしい取組であると考えられる。しかし、食育・花育は生鮮食料品等を利用する文化を発信することであるので、一時的な取組では消費の増加は見込めない。今後、継続的な取組を通じて、市場から消費量向上の取組を検討されたい。ただし、現在の人員では活動に限界があるかと考えられるので、食育・花育を実施している団体（JA香川県、香川県漁連、高松市消費者団体連絡協議会、ベジフルコミュニティかがわ等様々な団体）との連携は不可欠であろうと考えられる。

また、高松市では各部署が独自に食育・花育活動に取り組んでいる。これは非常に良い取組ではあるが、一方で同じような内容を別の部署で実施しているために効果効率が十分でない場合がある。高松市中央卸売市場を食育・花育を発信するセンターと位置づけ、市場を中心に市全体の食育・花育事業を総合プロデュースするような取組も検討されたい。

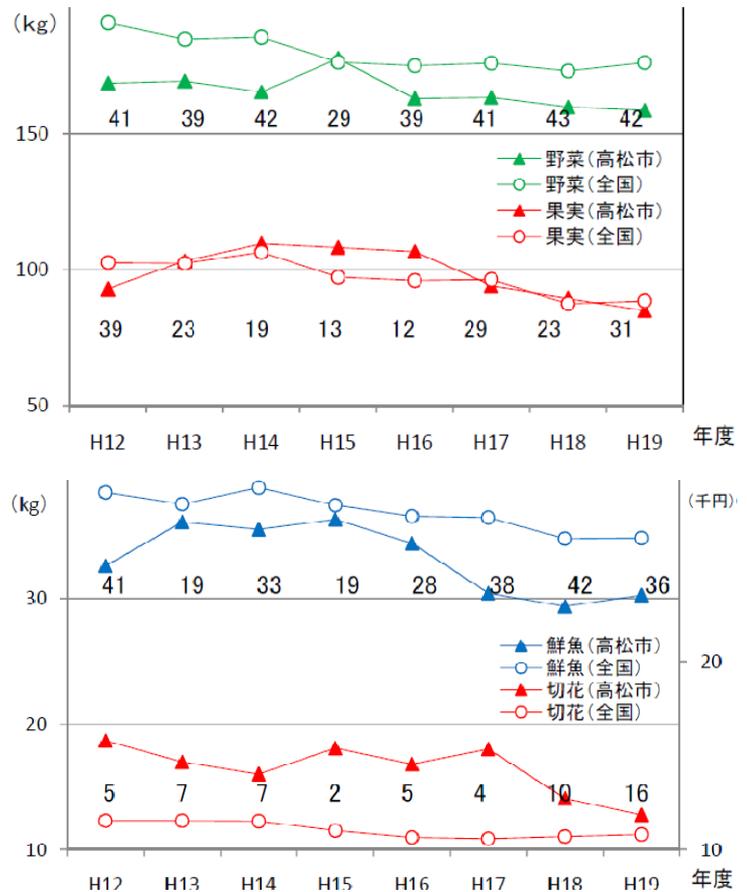


図 14 高松市における生鮮食料品等の購入状況

(上段:青果物, 下段:鮮魚および切花)

ただし、二人以上の世帯のデータ。切花のみについては金額

グラフ中の数字は全国 49 都市中の高松市の順位

全国家計調査(総務省)より抜粋

(5) 関連商品売場棟の有効活用

高松市中央卸売市場において、唯一一般市民が利用可能な施設が関連商品売場棟である。しかし、近年、関連業者は減少傾向にあり、関連商品売場棟に空き店舗が目立ち始めている（表 7）。岡山市中央卸売市場では、関連商品売場棟を積極的に一般開放し、活性化を図っている。本市場においても、民間活力を導入し、市場活性化の核となる施設として、情報発信、消費者との交流等賑わいを創出し、一般市民も来場したくなる施設としての整備を検討されたい。

表 7 高松市中央卸売市場における関連業者数の推移

H 元	H5	H10	H15	H20
33	33	32	32	27

高松市中央卸売市場概要より

(6) 管理棟の有効活用

市場からの情報発信等を考える上でも、市場内に調理施設や研修施設の存在は重要である。残念ながら、高松市中央卸売市場には調理施設が存在せず、市場からの情報発信に一部制限もみえる。盛岡市中央卸売市場のPRセンター、福井市中央卸売市場の食育会館、大分市地方卸売市場等、調理施設を有する市場も多くある。今後、食育等を実施するための施設として、現在の管理棟の有効活用を図り、調理実習室、テレビ収録が可能なスタジオ等の整備等も検討されたい。

3 まとめ

高松市中央卸売市場をとりまく環境は非常に厳しい状態にある。しかしながら、地域の一次産業の育成、生鮮食料品等の円滑な流通、消費者への生鮮食料品等の提供という役割を持つ中央卸売市場は地域にとって欠くことのできない施設である。高松市中央卸売市場を今後とも活力のある施設とするために、県内の生産・出荷者と流通業者の利便性を高めるとともに、消費者であり最終的な受益者であるべき高松市民にも存在感のある多面的な機能を持つ市場として存続されたい。

(1) 施設整備等について

① 施設の維持管理について

今回実施した「市場の活性化に関するアンケート」により、利用者において改修、修繕を希望する箇所が明らかになるとともに、管理者である高松市中央卸売市場業務課においても、劣化度の高い箇所が把握されている。

- ・ 短期的な緊急を要するものについては、早急に整備計画を策定されたい。
- ・ 日常業務に支障をきたす箇所や、危険を伴う箇所等の優先度を明確にして整備されたい。
- ・ 清潔感があり、かつ安全性の高い施設を整備されたい。

② 中長期的な整備計画について

生鮮食料品等の流通において、今後も卸売市場は中核的な位置を占めることは間違いない。しかし施設の老朽化、取扱金額の減少、起債の償還等、施設を維持・修繕していくうえで不利となる要素を多く含んでいる。また、安全・安心といった市民ニーズにこたえるため、および、効率的な生鮮食料品等流通の実現のため、品質管理の高度化が求められている。

- ・ 「安全・安心」で「効率的」な生鮮食料品等流通のため、低温売場等コールドチェーンを考えた施設を整備する等、品質管理の高度化に取り組まれたい。
- ・ 維持修繕・改修改築等については、関係者と十分にコンセンサスをとられたい。
- ・ 大規模な工事や新たな施設の整備が伴う場合は、業者負担についても検討されたい。

(2) 市場機能等について

① 市民に開かれた市場を目指して

高松市中央卸売市場は市民生活に欠くことのできない施設であるが、一般市民からはまだ十分に認知されていない現状がある。生鮮食料品等の円滑な流通に資するため、これまでの市場機能に加え、市民に対して生鮮食料品等に関する適切な情報発信が必要とされている。

- ・ 市場関係者だけでなく、市民にも身近に感じてもらえる市場づくりを検討されたい。
- ・ ホームページの充実や、市場開放・見学等を通じた情報発信に積極的に取り組まれたい。
- ・ 生鮮食料品等の消費拡大のための食育・花育活動を継続的に充実されたい。
- ・ 関連商品売場棟については民間活力の導入を図り、情報発信等賑わいを創出されたい。
- ・ 管理棟の有効活用を図る中で、食育の事業を進めるセンターとしての機能の付加を検討されたい。

② 規制緩和等について

市場取扱額が低迷する中で、市場関係業者も厳しい経営を強いられている。市場内業者の再編、業務提携等、業務の効率化だけでなく、規制緩和についても十分検討する必要がある。

- ・ 市場関係者の経営基盤の強化のため、市場内における業務の効率化を検討されたい。
- ・ 中央・地方卸売市場のメリット・デメリットと、地方卸売市場への転換事例を関係者を交え調査・検討されたい。
- ・ 高松市中央卸売市場の観光資源としての活用も検討されたい。

高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会設置要綱

(設置)

第1条 高松市中央卸売市場の（次条において「市場」という。）の活性化に関し必要な調査研究を行うため、高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会が調査研究する事項は、次のとおりとする。

- (1) 市場機能の強化に関すること。
- (2) 市場の施設、設備等の維持および改善向上に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高松市中央卸売市場開設運営協議会の委員
- (3) 生産者団体および消費者団体の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(会長)

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 検討会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴

くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、産業経済部中央卸売市場業務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の検討会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、検討会の目的を達成した日に、その効力を失う。

高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会 委員名簿

区分	氏名	所属等	役職
市場関係者	◎山本 啓一	開設運営協議会	副会長
生産者団体	横峰 昭一	香川県農業協同組合営農部販売促進課	課長
生産者団体	原 連	香川県漁業協同組合連合会	代表理事専務
消費者団体	橋田 行子	高松市消費者団体連絡協議会	会長
婦人団体	中澤 悦子	高松市婦人団体連絡協議会	理事
公募	赤松 菜津美	ベジフルコミュニティかがわ	幹事
学識経験者	川田 和秀	香川大学農学部	教授
学識経験者	小宮 一高	香川大学経済学部	准教授

◎: 検討会会長

会議経過

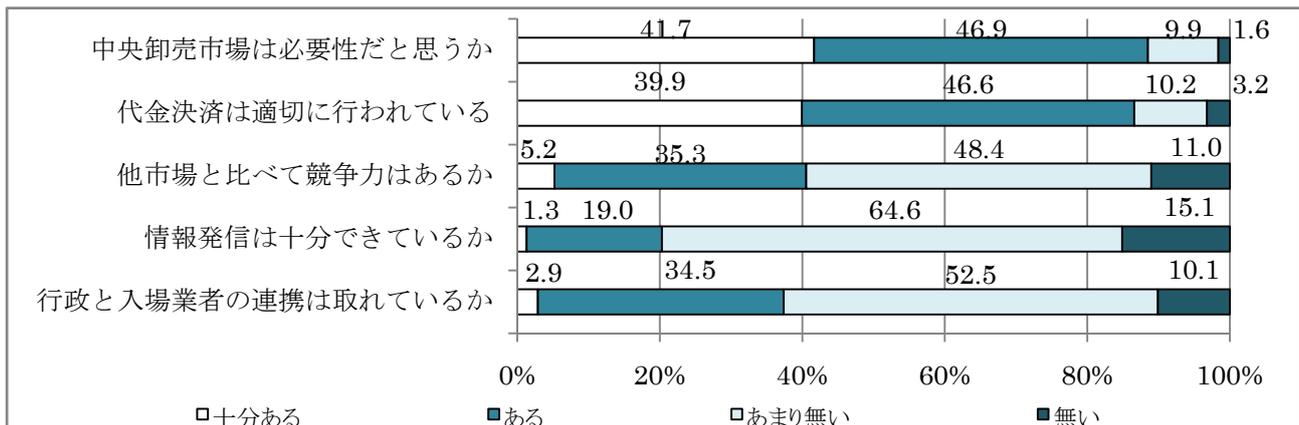
年月日	内容	協議内容等
平成 21 年 4 月 27 日	高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会に関する政策会議	
6 月 10 日	高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会設置	
6 月 1 日～13 日	市場活性化に関するアンケート	市場関係者
6 月 30 日	第 1 回高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会	会長選出, 概要説明, 市場見学, 意見交換
7 月 29 日	第 2 回高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会	施設整備等について
9 月 3 日	第 3 回高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会	市場機能等の強化について, 市場の将来像について
10 月 9 日	第 4 回高松市中央卸売市場の活性化に関する検討会	報告書の作成

高松市中央卸売市場活性化にかかるアンケート(抜粋)

1 実施目的	施設の老朽化のほか、流通形態の変化等による取扱高の減少など数多くの課題を整理し、本市市場の活性化策を検討するための参考とするため
2 実施機関	平成 21 年 5 月 28 日～6 月 12 日
3 対象者	当市場に関係する、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者、買出人、生産者
4 回答数	392 人

設問1 高松市中央卸売市場が置かれている現状について

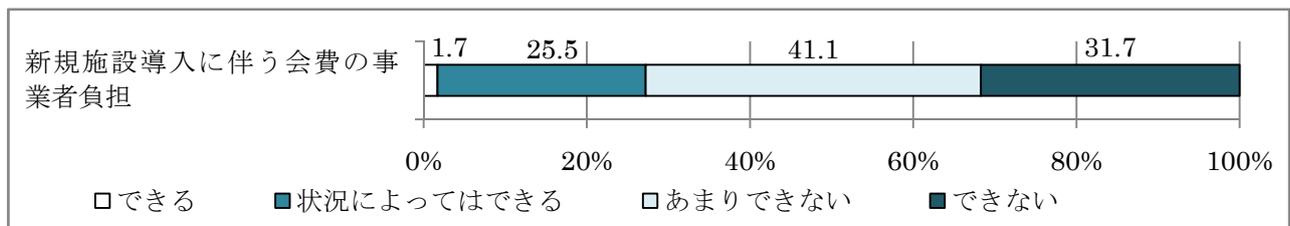
生鮮食料品等の安定的な流通を図るために中央卸売市場の必要性があるか、市場での代金決済が適切に行われているかについては、「十分ある（十分できている）」、「ある（できている）」を合わせると、85%を超える回答を得た。また、「市場」としての競争力、市場からの情報発信、行政との連携などについては、「あまり無い（あまりできていない）」、「無い（できていない）」との回答が多く見受けられた。



設問2 高松市中央卸売市場の施設整備について

施設の老朽化に伴う不具合については、不具合を感じているという回答が多くなっていた（P6 図 10）。

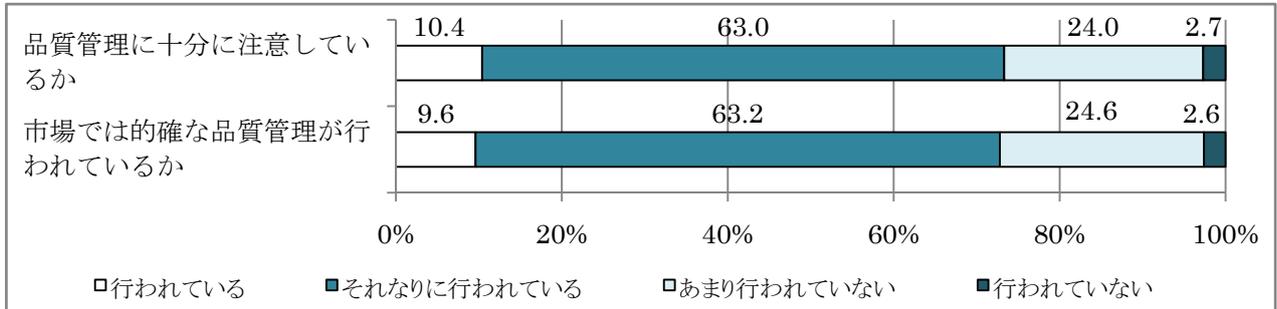
また新規施設導入に伴う経費の事業者負担については、「あまりできない」、「全くできない」を合わせると、70%を超える回答者が負担の協力ができないとしていた。



老朽箇所の改修、整備の必要性については、荷捌き場の確保、防犯カメラの設置、トイレの改善の順となっていた。（P7 図 11）

設問3 市場の品質管理について

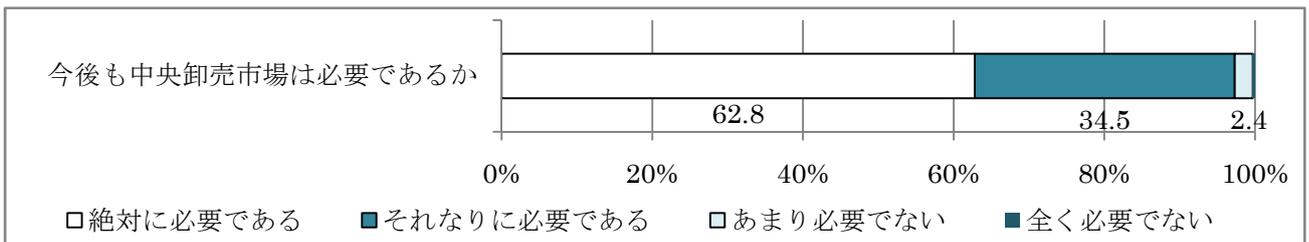
市場では的確な品質管理が行われているか、品質管理に十分に注意しているか、という設問に対しては、ともに「行われている」、「それなりに行われている」との回答を合わせると70%を超えていた。



また、品質管理の向上に向けて必要なことについては、低温流通システムの構築、品物の搬入出の動線確保、全面禁煙化・喫煙室の設置の順に多くなっていた（P8 図12）。

設問4 市場の将来像について

今後も中央卸売市場は必要であるかについては、「絶対に必要である」、「それなりに必要である」を合わせると約97%を占めており、ほとんどの回答者から今後も必要であるとの回答を得た。



また、今後取り組む必要がある事項については、販売力の強化、集荷力の強化など、各自の業務の強化とともに、さらなる情報発信、市場開放などの実施、一般消費者との交流などの項目があげられている。

